

【 7月の予定 】

6日(木) : にこにこサロン	10:30
はばたき運営委員会	18:30
11日(火) : スマホ教室	10:00
15日(土) : 子ども料理教室	11:00
18日(火) : よろず会議	10:00
20日(木) : にこにこサロン	10:30
22日(土) : 中部地区高等学校解放研リーダー 研修会 兼 高校友の会夏期研修会	8:30
30日(日) : 視察研修会(広島県)	

今月の人権カレンダー

7月 鳥取県部落解放月間

1日 国民安全の日	1日 更生保護の日
1日 人権のために学ぶ同和教育講座 (テーマ 刑を終えた人の人権)	
30日 人権のために学ぶ同和教育講座 (テーマ 同和問題)	

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

7月号 NO.427 (2023年7月1日発行)

倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座

◆7月 1日(土曜日)

第1回テーマ : 刑を終えた人の人権
演題 「日本保釈支援協会の行う、
前科前歴のある方への職業支援」
講師 齋尾 紀幸さん
(一般社団法人 日本保釈支援協会専務理事)

◆7月 30日(日曜日)

第2回テーマ : 同和問題
演題 「差別用語の
正体・ことばの重み」
講師 桂 枝女太さん (落語家)

***両日とも**
インターネット配信有り(事前申し込みが必要です)
時間 : 13時30分~15時30分
場所 : 倉吉交流プラザ視聴覚ホール

お問い合わせ先 : 倉吉市人権政策課
〒682-8633 倉吉市堺町二丁目253番地1
TEL/0858-22-8130 FAX/0858-23-9100

はばたき人権文化センターが、
「食の物流ネットワーク
整備プロジェクト」の拠点
となりました



すべての人が安心して暮らせる地域づくりを目指した取り組みの一つとして、はばたき人権文化センターが『食の物流ネットワーク整備プロジェクト』の鳥取県中部地区の拠点となりました。

主体である鳥取県隣保館連絡協議会より、大型の冷蔵庫、冷凍庫、米貯蔵庫の3台がセンターに設置されました。


今後、様々な支援食材を保存し、子ども食堂・地域食堂や団体の福祉活動、生活困窮者の支援などに活用していきます。

※生活の中での困りごと(食材)などをご相談ください。

**贈呈式が 7月4日(火) 11:00より
倉吉市役所本庁舎で行われます。**

生活で困っていることはありませんか?

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 TEL0858-22-8130
はばたき人権文化センター TEL0858-22-0232

~鳥取県部落解放月間 7月10日~8月9日~

部落差別があり続ける社会を変えるために

【部落差別とは】
被差別部落(同和地区ともいう)に生まれ育った、住んでいる、被差別部落にルーツがある等、「被差別部落の人」とみなされた人への差別です。日本の歴史の中でつくられた差別で、被差別部落の人とみなされた人たちは、長い間、日常の様々な場面で排除や差別をされ、基本的な人権を奪われてきました。

『部落差別解消推進法』において、「現在もなお部落差別が存在する」と記されている部落差別。なぜ人の心には、根強い差別意識が現在も残っているのでしょうか。

《差別意識がなくなる理由として》

- 解放令により差別呼称は廃止されたが、戸籍の中に新たな差別呼称が記載されていた
明治4(1871)年「解放令」公布。四民平等とされ、江戸時代までの被差別身分の人々に対する差別呼称は廃止されたが、身分と職業が平民と同様に扱われることを明らかにしたにすぎなかった。
明治5(1872)年、富国強兵政策をとる。徴兵と納税の制度確立のために戸籍「壬申戸籍」をつくり、特定の人々を新たな差別呼称で記載していた。「壬申戸籍」は、自由に閲覧できたため、記載されていた情報は、身元調査等を通して就職や結婚などの際に利用され、社会の中に根強い差別意識を残すことにつながった。そこで、国は、1968(昭和43)年に閲覧禁止を通達し、完全閉鎖した。1872~1968年に閉鎖になるまでの96年もの間、自分たちの知らない所で身元調査をされていた。あなたは、このことをどう思いますか?
- 部落差別(同和問題)解決のための本格的な取り組みが長い間実施されなかった
①厳しい差別と貧困によって苦しむ人々の生活を高めるための具体的な施策がなされず、また、部落差別(同和問題)に関する正しい理解を促す施策が実施されなかった。
②部落差別(同和問題)に関する正しい理解を促す施策が実施されず、予断・偏見が解消されなかった。
また、「解放令」以降になると、それまで被差別部落の専業であった産業に企業が参入して経営が圧迫され、生業を手放したり、警備や治安を担う役割が制度として無くなり仕事が奪われていった。そして、次第に社会とのつながりが断ち切られてしまった。(※熊本県ホームページより 抜粋)

現在も続く部落差別は、日本の歴史の中でつくられた差別で、無かったことにはできないのです。そして、私たちが部落問題を考える時には、知識が必要です。正しく知ることが大切です。世の中に流れている情報の中には、同和地区に対する差別や偏見に満ちてつくられている情報もあります。「知らなければ差別をしない」ではなく、「知ったうえで差別とどう向き合っていくか」一緒に考えていきましょう。

《6月こんなことをしました》

13日(火)：スマホ教室

皆さんにデジタル技術に慣れ親しんでもらい、最新の情報を取得していただけるよう開催しています。

IT機器の利用は、まず言葉がむずかしいですね。参加者からは「あー横文字いっぱい混乱する！」と嘆きの声が…。今回は、「スマホアプリ」について学びました。



1日(木)・15日(木)：にこにこサロン

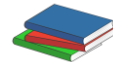
今月は「季節の行事」で、ちまきづくりと七夕飾りづくりを行いました。ちまきづくりはみなさんお手のもの。手際よく団子に笹の葉を巻いてできあがり。七夕飾りづくりは折り紙を使って切り紙をし、色とりどりの七夕飾りをつくりました。



17日(土)：子ども料理教室

塩焼そばとみそ汁をつくりました。野菜を切ることや、フライパンを振って炒めることに挑戦しました。

<7月のおすすめの本>



「日本にレイシズムがあることを知っていますか？」

～人種・民族・出自差別をなくすために私たちができること～

著：原 由利子 出版社：紀伊國屋書店

日本に存在する人種・民族・出自差別をなくすために、まず私たちにできることは、日本のレイシズムの歴史を紐解き、私たちの社会が何をしてきたの

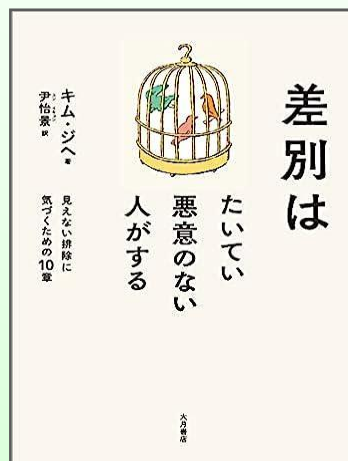
か、差別を受けてきた人々がどう声をあげ、行動してきたかを知ることです。歴史を紐解けば、気づかずに「人の心を傷つけたままにしている。トゲを刺され傷がふさがらないままになっている。」そんなことはありはしないか…。私たち全員につながる課題。この本では、私たちにできることを具体的に示し、気づいた勢いで自分にできることをやってみることをすすめています。

※レイシズム：人種差別・人種的偏見、または民族主義、人種主義。(人種間に根本的な優劣の差異があり、優等人種が劣等人種を支配するのは当然であるという思想。)

「差別はたいてい悪意のない人がする」

著：キム・ジハ 訳：ユン・イ・キョン 出版社：大月書店

差別は、すべての人にとって不当なことであるにもかかわらず、不思議なことに、差別を受ける側だけの問題のように扱われています。確率的に考えても、自分が差別されることがあるのなら、差別する側にもなるかも知れません。ほとんどの人が差別をしたくないと思っていますが、気づかれない差別、気づかない差別が数多く存在しています。部落差別、性差別、LGBT、外国人……、あらゆる差別はマジョリティ(多数派)からは、「見えません」。この本は、わたしたち自身の日常にありふれた排除の芽に気づき、真の多様性と平等を考えるエッセイです。



「差別NO」、国連人権委員会からの勧告や5月のG7広島サミットで、国際社会からの外圧を受けて法律が成立。しかし、世界から日本は立ち遅れています。

令和5年6月14日 認知症基本法 成立 6月16日 LGBT理解増進法 成立

◆「認知症基本法」

【基本理念】

- ①認知症の人が自らの意思によって日常生活や社会生活を営めるようにすること。
- ②国民が、認知症や認知症の人に関する正しい知識や理解を深めるようにすること。
- ③認知症の人が社会生活を営む上で障壁となるものを除去し、地域で安心安全で自立した生活を営むことができるとともに、意見表明の機会、活動に参画する機会を確保すること。
- ④認知症の人の意向を尊重し、良質かつ適切な保健医療及び福祉サービスが提供されること。
- ⑤認知症の人だけでなく、その家族らへの支援も適切に行われること。
- ⑥共生社会実現のための研究推進。認知機能障害の予防、診断、治療、リハビリテーション、介護方法、社会参加の在り方も含めて共生社会環境の整備し、国民が享受できる環境整備をすること。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保険、医療、福祉その他の各分野における総合的な取り組みとして行われること。



認知症基本法		NHK
認知症施策推進本部	施策推進の基本計画策定 (義務付け)	2020年時点で国内の認知症の人は600万人と推計され、団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年時点では、高齢者の5人に1人、約700万人が認知症になると予測されています。 認知症については、本人・家族・周囲の人々も正しい理解ができておらず、人生がおしまいのような偏見と感覚が存在しています。
都道府県市町村	当事者・家族の意見聞き計画策定 (努力義務)	
基本施策	理解促進 社会参加の機会確保 医療福祉の提供体制整備 相談態勢整備	

(出展 NHK)

◆「LGBT理解増進法」…LGBTなど性的少数者への理解増進を目的として成立。理念法。

OLGBTなどの性的少数者の権利擁護や差別禁止に関する法令の状況

G7	法令	同性婚
アメリカ	○	○
イギリス	○	○
フランス	○	○
ドイツ	○	○
イタリア	○	△
カナダ	○	○
日本	×	×

△=パートナーシップ制度を導入 (外務省 報告)

<この法律のポイント>

- 「性同一性・性自認」の表現を英訳「ジェンダーアイデンティティ」と表記。ジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならないと定めている。
- 法の目的として、性的指向などの多様性に関し「国民の理解が必ずしも十分でない」との現状認識を明記し、意見が分かれていることに配慮。
- 「すべての国民が安心して生活することができることとなるよう留意する」として、出生時の性別と性自認が一致する人の権利を尊重する視点を規定。法律はできたが、当事者からは、差別を増進しかねないとの批判が…。この法律では、国や自治体、企業や学校などは、性的マイノリティへの理解の増進や啓発、環境の整備などが努力義務として定められ、内閣府に担当部署が設置され、基本計画の策定や啓発活動に取り組むこととなります。

国では、7年かけてようやくここまでできました。社会の潮流は、企業や自治体が国に先んじて、性の多様性と権利を守る方向へと進んでいます。同性婚を認めない現行制度について4つの地方裁判所が「違憲」、あるいは、「違憲状態」と判断をしています。3年をめどに見直しを検討されます。弱者を守る、命と人権を守るという視点に立ち、差別禁止に向かって改正されていくことを願わずにはいられません。

日本には、まだまだ、いろいろな差別が存在しています。多様な人々との共生社会の実現に動き出さなければ、また社会を変えなくては、子どもたちの未来に暗雲が立ち込めることとなります。じっくり考えてみましょう。